

前回定例会（平成23年10月5日）以降の主な動き

平成23年11月2日
資源エネルギー庁
柏崎刈羽地域担当官事務所

原子力発電に係るシンポジウム等

- 【11月1日】「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」の提言を受けた再発防止に向けた取組方針に基づく対応の発表（経済産業省）
- ・ 行動規範の策定
 - ・ アドバイザリー・ボードの設置

原子力・エネルギー政策の見直し等

- 革新的エネルギー・環境戦略（事務局は内閣官房国家戦略室）

【11月1日】第4回エネルギー・環境会議

- ・ 国家戦略会議の開催とエネルギー・環境会議の位置付けについて
- ・ 今冬の電力需給対策及びエネルギー需給安定行動計画（案）について

（参考）コスト等検証委員会

【10月7日】第1回

【10月18日】第2回

- ・ コスト等検証委員会は内閣官房国家戦略室のホームページ（PHOTO & VIDEO）で動画公開
<https://www.npu.go.jp/media/video.html#kaigi>

- 原子力政策大綱（原子力基本法に基づく。事務局は内閣府原子力委員会）

【10月26日】第8回原子力政策大綱策定会議

- ・ 原子力発電の安全性について
- ・ 核燃料サイクルコスト、事故リスクコストについて

（参考）原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会

【10月11日】第1回

【10月13日】第2回

【10月25日】第3回

- エネルギー基本計画（エネルギー政策基本法に基づく。事務局は経済産業省資源エネルギー庁）

【10月26日】総合資源エネルギー調査会第2回基本問題委員会

- ・エネルギー基本計画の見直しについて（ベストミックスを考
える視点等）

（参考）

- ・会議はインターネットライブ中継の実施
- ・新しいエネルギー基本計画の策定に向けた意見を募集中

除染

- 【10月29日】東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による
環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え
方について（環境省）
 - ・中間貯蔵施設の整備に係る工程表（ロードマップ）

その他

- 【10月27日】内閣府食品安全委員会から厚生労働省へ「食品中に含まれる
放射性物質の食品健康影響評価」の通知
- 【10月28日】東日本大震災復興特別区域法案の閣議決定
- 【11月1日】復興庁設置法案の閣議決定

平成23年11月1日

「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」の提言を受けた再発防止に向けた取組方針に基づく対応について

本日、「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」の提言を受けた再発防止に向けた取組方針（本年10月4日報道発表資料）に基づき、原子力安全・保安院と資源エネルギー庁は、それぞれ「シンポジウム等の運営に係る行動規範」を策定するとともに、外部の有識者によるアドバイザー・ボードを設置しました。経済産業省としては、今回のような事態を二度と起こさないためにも、引き続き、再発防止に全力で取り組んでまいります。

1. 「シンポジウム等の運営に係る行動規範」の策定について

原子力安全・保安院と資源エネルギー庁は、①公正性、透明性の原則の徹底、②公正・中立な立場からの情報提供、③科学的正確性と分かりやすい説明という3原則に基づき、職員が遵守すべき事項を定めた行動規範を策定しました。本行動規範は、今後設置するアドバイザー・ボードの委員のご意見を聞きながら、今後フォローアップしてまいります。（別紙1、別紙3参照）

2. 外部の有識者によるアドバイザー・ボードの設置について

原子力安全・保安院と資源エネルギー庁は、シンポジウム等の運営について、検討、助言を行うことを目的として、外部の有識者から構成されるアドバイザー・ボードを設置します。（別紙2、別紙4参照）

(別紙一覧)

別紙 1 : 「原子力発電に係るシンポジウム等の運営に係る行動規範」

(原子力安全・保安院)

別紙 2 : 「原子力安全広聴・広報アドバイザー・ボード」の設置について

(原子力安全・保安院)

別紙 3 : 「原子力発電に係るシンポジウム等の運営に係る行動規範」

(資源エネルギー庁)

別紙 4 : 「原子力広聴・広報アドバイザー・ボード」の設置について

(資源エネルギー庁)

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院原子力安全広報課長 吉澤 雅隆

担当者：竹之内

電 話：03-3501-1511 (内線4851~4855)

03-3501-5890 (直通)

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 三田 紀之

担当者：小川

電 話：03-3501-1511 (内線4731~4735)

03-3501-1746 (直通)

経 済 産 業 省

平成 23・10・31 原院第 1 号

平成 23 年 10 月 31 日

経済産業省原子力安全・保安院長 深野 弘行

NISA-147e-11-1

原子力発電に係るシンポジウム等の運営に係る行動規範

1. 総則

(目的)

この行動規範は、原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）が関与する原子力発電に係るシンポジウム等の運営に際し、保安院の職員（以下「職員」という。）が遵守すべき事項を定め、もってシンポジウム等を公正かつ透明に運営することにより、原子力発電に関する地元住民や国民との相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(基本原則)

職員は、原子力発電に係るシンポジウム等の運営に際し、次に掲げる基本原則に基づいて行動しなければならない。

- 1) 公正性、透明性の原則の徹底
- 2) 公正・中立な立場からの情報提供
- 3) 科学的正確性と分かりやすい説明

(定義)

この行動規範において「シンポジウム等」とは、原子力発電に係る説明会やシンポジウム等であって、原子力発電に関する地元住民との相互理解の増進に寄与し、国や地方公共団体の意志決定の参考にすることを目的として行われ、不特定多数の参加者が見込まれるもののうち、保安院が主催するもの及び保安院が説明用職員を派遣するなどの積極的な関与を求められているものをいう。

(別紙1)

2. 主催や参加の可否に関する規範

- (1) 保安院がシンポジウム等の場で説明する場合には、透明性や説明責任の観点から、原則として、自らがシンポジウム等を主催することとする。
- (2) 保安院以外が主催するシンポジウム等に対しても、説明責任を果たすため、人的制約を考慮しつつ、積極的に対応することとする。その際には、保安院が独立した判断で規制活動を行う組織であることが曖昧にならないよう、シンポジウム等の運営等について次に掲げる点に留意しなければならない。
 - 1) 主催者の属性や会合の性格から見て、明らかに特定の政策意図（例えば、原子力施設の立地促進等）を趣旨としたものでないこと。
 - 2) 説明会の開催が一般に告知されていること。
 - 3) 地域の希望者に開かれた説明会であること。
 - 4) 参加費用が無料であること。
 - 5) 保安院による説明以外の討論会などの場合には、保安院の立場を曖昧にするような進行、運営でないこと。
- (3) 保安院がシンポジウム等を主催する場合には、職員は、自らが行った規制執行の内容等を説明し、地元住民の理解を深めるという本来の目的を明確に認識するとともに、必要に応じてその目的を地元住民や地元自治体、電力会社、マスコミ等の関係者に伝達しなければならない。

3. 運営方法及び説明対象についての規範

- (1) 職員は、シンポジウム等の運営において電力会社等（以下「事業者」という。）への偏った働きかけ^{*1}を禁止し、事業者の不適切な行為^{*2}には中止・是正を指導するなど、公正性、透明性の原則を徹底しなければならない。

※1 「事業者への偏った働きかけ」の例

広く一般への働きかけとは別に、事業者に対して、参加や意見表明を要請するよう働きかけること

※2 「事業者の不適切な行為」の例

事業者が、原子力政策に慎重な立場の地元住民をシンポジウム等から排斥することを目的として、社員や取引企業等の関係者に参加呼びかけを行う場合や、内容を特定して原子力政策の推進に賛成する意見を発言させる場合など

- (2) 職員は、参加者から寄せられた意見は組織内で共有し、以後のシンポジウム等の運営においてその適切な活用に努めなければならない。

- (3) 職員は、シンポジウム等への参加を希望する者が、必ずしも参加できるとは限らないため、当日の配布資料や意見交換の様様について積極的に公開するなど事後の広報に努めなければならない。
- (4) シンポジウム等における説明対象は、原則として以下の事項とする。
 - 1) 保安院が行った個別の規制執行の内容・判断根拠
 - 2) 保安院が所管する制度（公表済の改正案を含む）

4. 説明方法についての規範

- (1) 職員は、保安院が実施した規制執行について説明する際には、その結果だけでなく、プロセスや判断の根拠についても具体的に説明するよう留意しなければならない。
- (2) 職員は、規制執行に係る施設等の安全性だけでなく、不確かさなど残されたリスクについても説明しなければならない。
- (3) 職員は、科学的に正確なことを分かりやすく説明しなければならない。例えば、専門用語の使用はできるだけ避け、必要な場合には解説を加えるなどの工夫に努めることとする。

5. その他

- (1) 幹部職員は、本行動規範を組織に根付かせるため、率先して普及啓発に努めるとともに、自らシンポジウム等の実施状況を確認しなければならない。
- (2) 幹部職員は、職員によりシンポジウム等の運営に係る不適切な行為等について報告を受けた場合、速やかに対処しなければならない。また、幹部職員に報告したことを理由として、当該職員が不利益な扱いを受けないうように十分に配慮しなければならない。
- (3) 本行動規範は、一定期間の運用後、当該運用実績を評価し、その結果を踏まえ、必要に応じ内容の見直しを行うこととする。

(別紙2)

「原子力安全広聴・広報アドバイザー・ボード」の設置について

平成23年11月1日
原子力安全・保安院

1. 趣旨

本年9月30日、「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」から提出された最終報告書では、原子力発電に係るシンポジウム等(以下「シンポジウム等」という。)において、国が電力会社に対して不適切な働きかけを行ったことが認定され、これを受けて経済産業大臣から原子力安全・保安院長に対し、再発防止に向けて取り組むよう職務命令がなされた。

原子力安全・保安院としては、本年10月4日に発表した再発防止に向けた取組方針に基づき、原子力安全規制に係る地元広聴・広報のあり方や個々のシンポジウム等の実施について、検討・助言を行うことを目的として、原子力安全・保安院に外部の有識者から構成される「原子力安全広聴・広報アドバイザー・ボード」を設置する。

2. 「原子力安全広聴・広報アドバイザー・ボード」の任務

(1) 行動規範への助言

原子力安全・保安院が策定した行動規範について助言を行う。

(2) 地元広聴・広報のあり方の検討

地元住民が真に理解を深めることができるような効果的な仕組みなどについて検討を行う。

(3) シンポジウム等の運営に関するチェック

原子力安全・保安院が関与するシンポジウム等の運営方法について、公正・透明の観点からチェックを行う。

3. 委員

| | |
|------|-----------------------------|
| 和気洋子 | 慶應義塾大学商学部教授 |
| 森 大樹 | 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 |
| 和田寿昭 | 日本生活協同組合連合会執行役員 運営・組織担当専務補佐 |
| 首藤由紀 | 株式会社社会安全研究所 代表取締役 所長 |
| 新野良子 | 「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」会長 |

4. スケジュール

11月9日に第1回会合を開催予定。以降、必要に応じて開催。

経済産業省

平成23・10・31 資庁第7号

原子力発電に係るシンポジウム等の運営に係る行動規範を次のように制定する。

平成23年10月31日

原子力発電に係るシンポジウム等の運営に係る行動規範

資源エネルギー庁長官 高原 一郎

1. 総則

(目的)

この行動規範は、資源エネルギー庁（以下「本庁」という。）が関与する原子力発電に係るシンポジウム等の運営に際し、本庁の職員（以下「職員」という。）が遵守すべき事項を定め、もってシンポジウム等を公正かつ透明に運営することにより、原子力発電に関する地元住民や国民との相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(基本原則)

職員は、原子力発電に係るシンポジウム等の運営に際し、次に掲げる基本原則に基づいて行動しなければならない。

- 1) 公正性、透明性の原則の徹底
- 2) 公正・中立な立場からの情報提供
- 3) 科学的正確性と分かりやすい説明

(定義)

この行動規範において「シンポジウム等」とは、原子力発電に係る説明会やシンポジウム等であって、原子力発電に関する地元住民との相互理解の増進に寄与し、国や地方公共団体の意志決定の参考にすることを目的として行われ、不特定多数の参加者が見込まれるもののうち、本庁が主催するもの及び本庁が説明用職員を派遣する等の積極的な関与を求められているものをいう。

2. 運営方法についての規範

- (1) 職員は、広く一般への働きかけとは別に、電力会社等（以下「事業者」という。）に対して、参加や意見表明を要請するよう、働きかけを行っては

ならない。

(2) 職員は、事業者の次に掲げる不適切な行為を知った場合には、当該行為を行った事業者に対して、中止又は是正を指導しなければならない。

1) 事業者とは異なる見解を有する地元住民による参加や意見表明を排斥したり、参加者の構成やアンケートの集計結果に影響を与えることを目的として、事業者の社員、取引企業等の事業者関係者（以下「事業者関係者」という。）に対して、参加、質問又は意見の表明、アンケートへの回答を要請する行為

2) 事業者関係者や、その他の地元住民等に対して、内容を特定して、質問又は意見の表明、アンケートへの回答を要請する行為

3) 事業者関係者に対して、一般住民のように装って、質問又は意見の表明、アンケートへの回答を要請する行為

(3) 職員は、本庁以外が主催するシンポジウム等に参加するに当たって、事前にその運営方法について、公正性、透明性を損なうおそれがあると認められる場合には、参加を取りやめなければならない。

(4) 職員は、シンポジウム等の外観を本来の目的よりも重視するようなことに陥ることなく、地元住民の理解を深めるといふ本来のシンポジウム等の目的を明確に認識するとともに、必要に応じて地元住民や地元自治体、事業者、報道機関等の関係者にシンポジウム等の目的を正確に伝達しなければならない。

3. 説明方法についての規範

(1) 職員は、地元住民との信頼の構築に重きを置き、シンポジウム等の目的に応じて、双方向性を強化しなければならない。

(2) 職員は、今後の国や地方公共団体の意志決定に関して地元住民に予断を与えないよう、公正・中立な立場から、地元住民が必要とする情報を提供しなければならない。

(3) 職員は、地元住民の疑問には誠心誠意回答していくことを旨とし、時間の制限等によりその場で質問に答えられない場合には、必要に応じて、ホームページ等を通じて後日改めて回答する等、尽力しなければならない。

(4) 職員は、科学的に正確なことを分かりやすく説明しなければならない。例えば、専門用語の使用はできるだけ避け、必要な場合には解説を加えるなどの工夫に努めることとする。

4. 実施計画策定、事後評価、評価結果の反映についての規範

- (1) 担当課室は、シンポジウム等の実施に先立って、実施計画（開催目的、参加対象者、運営体制、内容・構成、事前広報及び事後広報の手法、意見募集の手法、並びに目的の達成度及び運営方法に関する事後評価の手法からなる）を策定し、長官、次長及び電力・ガス事業部長（以下「幹部職員」という。）より、運営の公正性・透明性の観点から確認を受け、その了解を得なければならない。
- (2) 担当課室は、シンポジウム等の運営方法や説明方法を事後に評価することが可能となるよう、参加者から運営方法及び説明方法（上記3.に掲げる項目の達成状況を含む）に関する意見を募集しなければならない。
- (3) 担当課室は、シンポジウム等の参加者以外への情報提供のため、当日の配布資料及び議事概要をホームページに掲載しなければならない。
- (4) 担当課室は、シンポジウム等の実施後、参加者から寄せられた意見等を踏まえ、目的の達成度及び運営方法、並びに本行動規範の遵守状況について評価を行い、シンポジウム等の実施後1ヶ月以内に、これらの結果を幹部職員に報告しなければならない。
- (5) 担当課室は、定期的に、上記（4）の評価を踏まえ、地元住民の理解を深めるための運営の改善方法について検討し、その結果を幹部職員に報告しなければならない。また、各職員は、以降のシンポジウム等の運営において、参加者から寄せられた意見及びこれらの結果を適切に活用しなければならない。

5. その他

- (1) 幹部職員は、風通しのよい組織文化を根付かせ、率先して職員と対話・議論し、広聴・広報の重要性を認識させるとともに、この行動規範を徹底的に浸透させなければならない。
- (2) 幹部職員は、広聴・広報の実施状況について、公正・透明の原則の観点から検証を行い、広聴・広報の実施のあり方について必要な見直しを行わなければならない。
- (3) 職員は、シンポジウム等の運営に係る不適切な行為等に気がついた際に

(別紙3)

は、直ちに上司や他の職員に報告するほか、必要に応じて幹部職員に報告し、速やかに対処しなければならない。

- (4) 幹部職員は、職員よりシンポジウム等の運営に係る不適切な行為等について報告を受けた場合、速やかに対処しなければならない。また、幹部職員に報告したことを理由として、当該職員が不利益な扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。
- (5) 本行動規範は、一定期間の運用後、当該運用実績を評価し、その結果を踏まえ、必要に応じ内容の見直しを行うこととする。

(別紙4)

「原子力広聴・広報アドバイザー・ボード」の設置について

平成23年11月1日
資源エネルギー庁

1. 趣旨

本年9月30日、「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」から提出された最終報告書では、原子力発電に係るシンポジウム等(以下「シンポジウム等」という。)において、国が電力会社に対して不適切な働きかけを行ったことが認定され、これを受けて経済産業大臣から資源エネルギー庁長官に対し、再発防止に向けて取り組むよう職務命令がなされた。

資源エネルギー庁としては、本年10月4日に発表した再発防止に向けた取組方針に基づき、原子力発電に係る地元広聴・広報のあり方やシンポジウム等の実施について、検討・助言を行うことを目的として、資源エネルギー庁に外部の有識者から構成される「原子力広聴・広報アドバイザー・ボード」を設置する。

2. 「原子力広聴・広報アドバイザー・ボード」の任務

(1) 行動規範への助言

資源エネルギー庁が策定した行動規範について助言を行う。

(2) 地元広聴・広報のあり方の検討

地元住民が真に理解を深めることができるような効果的な仕組みなどについて検討を行う。

(3) シンポジウム等の運営に関するチェック

資源エネルギー庁が関与するシンポジウム等の運営方法について、公正・透明の観点からチェックを行う。

3. 委員

小林 傳司 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授

北村 正晴 東北大学名誉教授、東北大学未来科学技術共同研究センター教授

佐倉 統 東京大学大学院情報学環教授

辰巳 菊子 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事

宗像 雄 弁護士

(今後の議論内容等によって、必要に応じ委員の追加を行うことがあり得る。)

4. スケジュール案

11月10日に第1回会合を開催予定。以降、必要に応じて開催。

今後の電力需給対策について

—今冬の電力需給対策及びエネルギー需給安定行動計画の概要—

平成23年11月1日

エネルギー・環境会議／電力需給に関する検討会合

目次

1. 今冬の需給見通しとピーク電力不足への対応について
 - (1) 今冬の需給見通し
 - (2) 今夏の節電実績の教訓
 - (3) 今冬のピーク電力不足への対応
2. 来夏の需給見通しとピーク電力不足への対応について
 - (1) 来夏の需給見通し
 - (2) 来夏のピーク電力不足への対応
 - (3) 需要家別の需給対策アクションプラン 概要
 - (4) 政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン 概要
3. 電力コスト上昇抑制に向けた対応について
 - (1) 燃料代替に伴う電力コスト上昇のリスク
 - (2) 電力コストの上昇抑制に向けた対応
 - (3) 電力会社の需給対策アクションプランと政府の対応 概要
4. まとめ

1. 今冬の需給見通しと ピーク電力不足への対応について

(1) 今冬の需給見通し 2

【全体】
 ・今夏と比べ、原発の定期検査入りにより、供給力が減るものの、冬の需要が下がる分で、全体としては、予備率+2.4%(1月)、+2.2%(2月)と、ほぼ拮抗する見通し。

【東日本】
 ・東日本全体では予備率+4.6%(1月)、+4.3%(2月)。
 通常必要な予備率8%は下回るが最低限必要な予備率3%は確保。
 ・東北電力の予備率が▲3.4%(1月)と厳しい見通し。

【中西日本】
 ・中西日本全体でも予備率+0.6%(1月)、+0.4%(2月)。最低限必要な予備率3%を下回る。
 ・関西電力の予備率が▲7.1%(1月)、▲9.5%(2月)、九州電力の予備率が▲2.2%(1月)と厳しい見通し。

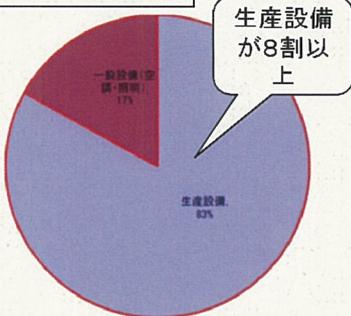
| | (万kW) | 東3社 | 北海道 | 東北 | 東京 | 中西6社 | 中部 | 関西 | 北陸 | 中国 | 四国 | 九州 | 9電力 |
|----|-------------|---------------|---------------|----------------|---------------|--------------|---------------|-----------------|--------------|--------------|--------------|----------------|---------------|
| 1月 | 供給一需要 (予備率) | 330 (4.6%) | 71 (12.3%) | ▲48 (▲3.4%) | 307 (6.0%) | 52 (0.6%) | 145 (6.2%) | ▲188 (▲7.1%) | 33 (6.2%) | 72 (6.7%) | 24 (4.6%) | ▲34 (▲2.2%) | 382 (2.4%) |
| | 最大電力需要 | 7,119 | 579 | 1,390 | 5,150 | 8,662 | 2,342 | 2,665 | 528 | 1,074 | 520 | 1,533 | 15,781 |
| | 供給力 | 7,449 | 650 | 1,342 | 5,457 | 8,714 | 2,487 | 2,477 | 561 | 1,146 | 544 | 1,499 | 16,163 |
| 2月 | 供給一需要 (予備率) | 305 (4.3%) | 86 (15.3%) | ▲6 (▲0.5%) | 225 (4.4%) | 38 (0.4%) | 145 (6.2%) | ▲253 (▲9.5%) | 31 (5.9%) | 72 (6.7%) | 11 (2.1%) | 32 (2.2%) | 343 (2.2%) |
| | 最大電力需要 | 7,083 | 563 | 1,370 | 5,150 | 8,603 | 2,342 | 2,665 | 528 | 1,074 | 520 | 1,474 | 15,686 |
| | 供給力 | 7,388 | 649 | 1,364 | 5,375 | 8,641 | 2,487 | 2,412 | 559 | 1,146 | 531 | 1,506 | 16,029 |

* 最大電力需要については東北電力管内は震災の影響を考慮した見通し。東京電力管内は平成22年度冬ピーク実績をベースに定めたもの。他の電力管内は平成22年度冬ピーク実績又は各社の平成23年度冬ピーク見通しのいずれかが高い方で想定。

○産業部門には一定の配慮が必要

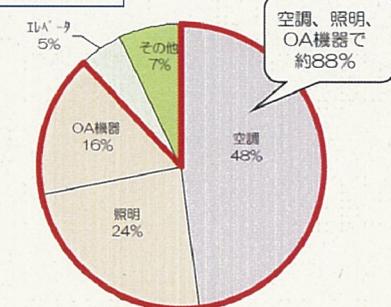
- ・産業部門(製造業)は生産設備が消費電力の8割以上
⇒ 生産活動の抑制や自家発の導入等、コストをかけないと節電目標の達成が困難
- ・家庭・業務は空調と照明がメイン
⇒ 追加コストをかけず、電気代の節約にもつながる

産業部門(製造業)



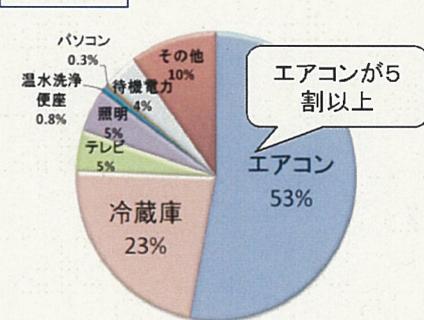
製造業の用途別電力消費比率事例

業務部門



平均的なオフィスビルにおける用途別電力消費比率
出典:資源エネルギー庁推計

家庭部門



エアコンが5割以上

(3) 今冬のピーク電力不足への対応

- 計画停電や電気の使用制限は行わない。
- 関西電力及び九州電力の管内の需要家には、数値目標を伴う節電を要請
(関西電力管内の需要家には▲10%以上、九州電力管内の需要家には▲5%以上を要請。その際、例えば、当該企業のオフィスビル等の削減幅を深掘りしつつ、工場等の節電目標を軽減するなど、柔軟な対応を可能とする。)
- その他の地域の需要家には、数値目標なしの一般的な節電を要請する。(ただし、被災地には配慮。)

東日本

中西日本

電力会社間での融通

東北電力 (▲3.4%(1月))
↑
北海道電力・東京電力

関西電力(▲7.1(1月)、▲9.5%(2月))・九州電力(▲2.2%(1月))
↑
他の電力会社 (東日本も含む)

政府による節電要請

数値目標なしの一般的な節電要請

関西電力管内

- ・節電目標: ▲10%以上(前年同月比)
- ・節電期間: 12/19(月)~3/23(金)の平日 9:00~21:00 (12/29、12/30、1/3、1/4を除く)

九州電力管内

- ・節電目標: ▲5%以上(前年同月比)
- ・節電期間: 12/19(月)~2/3(金)の平日 8:00~21:00 (12/29、12/30、1/3、1/4を除く)

注)いずれの管内でも、企業活動等に大きな影響が及ぶ場合(病院や鉄道等ライフライン関係で機能維持に支障が出る場合や生産活動に実質的影響を及ぼす場合等)は、実質的影響を与えない範囲で目標を設定することを可能とする。その場合には、当該企業等においてオフィス等で数値目標(関西▲10%、九州▲5%)を上回る節電を実施。

電力会社、地方公共団体が需要家に節電を依頼

被災地には配慮

中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力の管内
数値目標なしの一般的な節電要請

【平成23年度予算を活用した需給改善への支援】

- ・平成23年度当初予算及び累次の補正予算を活用して、省エネ及び電力投資を支援
- ・高効率空調、再エネ、コジェネ、蓄電池、自家発等の導入を促し、ピーク不足の解消に努める

2. 来夏の需給の見通しと ピーク電力不足への対応について

(1) 来夏の需給見通し 6

- 原発の再起動がなく、昨年の夏並みのピーク需要となった場合、約1割(▲9.2%、▲1,656万kW)のピーク不足。
- 今夏の節電実績を前提とすれば、日本全体で+4.1%(638万kW)の予備率に(電気の使用制限を発動した今年の夏の節電実績は、東北▲15.8%、東電▲18.0%)。他方、揚水汲み上げ電力不足、燃料の輸送制約、長期停止火力の復帰の遅れなどのリスクから、合計約▲3.1%(560万kW)の供給減のおそれあり。電気の使用制限は、生産・産業活動に大きな影響を与えることから、それに代えて、予算や制度改革の支援により、無理のない範囲での節電の定着を図ることが有効。

1. 昨年並の猛暑を想定した最大電力需要の場合(原子力の再起動がなく、各社の供給力に原子力を全く含まない場合) [7/29 エネルギー・環境会議]

| (万kW) | 東3社 | 北海道 | 東北 | 東京 | 中西6社 | 中部 | 関西 | 北陸 | 中国 | 四国 | 九州 | 9電力 |
|----------------|------------------|----------------|-------------|------------------|-----------------|--------------|------------------|---------------|--------------|-----------------|------------------|-------------------|
| 供給-需要 (予備率) | ▲834 (▲10.4%) | ▲32 (▲6.4%) | 5 (0.3%) | ▲807 (▲13.4%) | ▲823 (▲8.3%) | 41 (1.5%) | ▲605 (▲19.3%) | ▲9 (▲1.5%) | 33 (2.7%) | ▲67 (▲11.3%) | ▲216 (▲12.3%) | ▲1,656 (▲9.2%) |
| 最大電力需要 | 7,986 | 506 | 1,480 | 6,000 | 9,968 | 2,709 | 3,138 | 573 | 1,201 | 597 | 1,750 | 17,954 |
| 供給力 | 7,152 | 474 | 1,485 | 5,193 | 9,145 | 2,750 | 2,533 | 565 | 1,234 | 529 | 1,534 | 16,297 |

▲15.8% ▲18.0% ▲11.3% ▲12.8%

東北/東京は電気の使用制限の発動、関西は数値目標付きの節電による効果

(来夏の供給力の見通しを前提として、需要が電気の使用制限等を発動した本年並みと置いた場合の予備率の変化)

2. 最大電力需要が今夏ピーク実績(電気の使用制限を行い、平年並みの暑さであり、IIP(鉱工業生産指数)が低かった今夏)と同程度の場合

| (万kW) | 東3社 | 北海道 | 東北 | 東京 | 中西6社 | 中部 | 関西 | 北陸 | 中国 | 四国 | 九州 | 9電力 |
|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 供給-需要 (予備率) | 499 (7.5%) | ▲11 (▲2.3%) | 239 (19.2%) | 271 (5.5%) | 137 (1.5%) | 230 (9.1%) | ▲25 (▲9.0%) | 32 (5.9%) | 151 (13.9%) | ▲15 (▲2.7%) | ▲10 (▲0.6%) | 636 (4.1%) |
| 今夏ピーク実績 | 6,653 | 485 | 1,246 | 4,922 | 9,008 | 2,520 | 2,784 | 533 | 1,083 | 544 | 1,544 | 15,661 |
| 供給力 | 7,152 | 474 | 1,485 | 5,193 | 9,145 | 2,750 | 2,533 | 565 | 1,234 | 529 | 1,534 | 16,297 |

(2) 来夏のピーク電力不足への対応

7

【対応の方針】

- 計画停電や電気の使用制限を回避することを目指す。
- 平成23年度当初予算と補正予算(直接的なピーク時電力対策は2353億円、間接的な対策まで含めると合計5794億円)と規制制度改革(重点26項目)で省エネや電力供給拡大の努力を後押し。

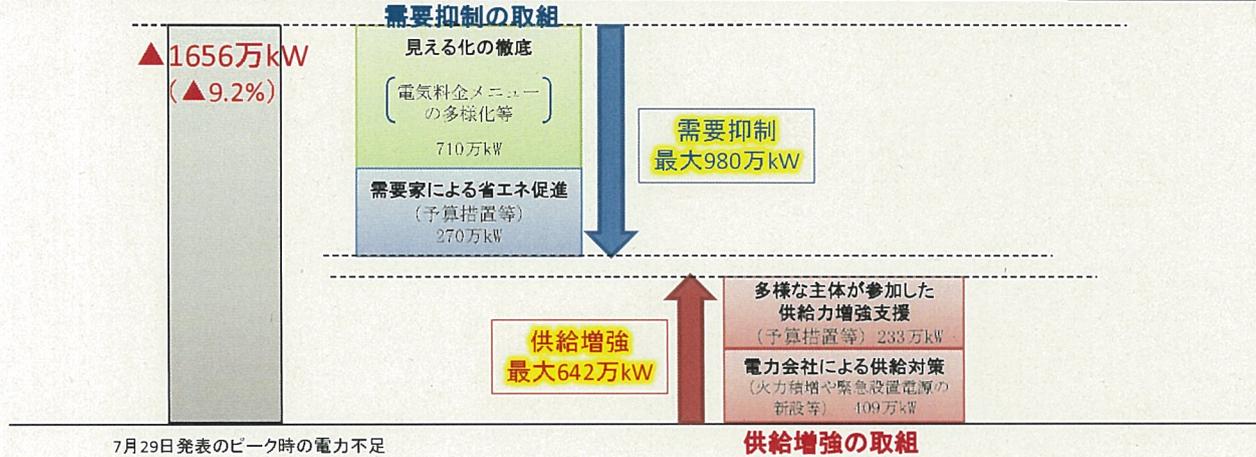
【3本の柱】

- (1)見える化の徹底(節電目標の共有・スマートメーターも活用した電力消費の見える化・節電を促す料金メニューの拡充)
- (2)需要家による省エネ促進(需要構造の改革)
- (3)多様な主体が参加した供給力増強支援(供給構造の改革)

【需給ギャップが広がるリスクと対応】

- 需給ギャップが、①予備率3%の確保の必要性、②気温の変動、③電力会社の供給力脱落、④政策効果の変動幅の大きさなどにより拡大するリスクあり。
- したがって、数値目標を含む、きめ細やかな節電要請や、電力会社による供給力の積み増しを更に追求。

(最終的な節電要請の幅は、来春頃に需給見通しをレビューの上で決定・公表)



(3) 需要家別の需給対策アクションプラン 概要

8

- 需要家が国の支援を受けて取り組むべき対応を「需要家別の需給対策アクションプラン」を策定。その効果と関連予算は以下のとおり。
- 1656万kWとされている来夏のピーク電力不足に対応すべく、政府は、ピーク時電力需給対策として、平成23年度当初予算と補正予算で直接目的としては2353億円、必ずしもピーク時電力需給対策を主目的とはしないが、間接的に効果があるものも含めると合計5754億円を活用して政策支援を実施。さらにその他あらゆる政策を総動員し、電力会社や各需要家の取組によって合計1622万kWのピーク電力対策を見込む。
(但し、ピーク時における気候条件やその時における導入機器の利用状況に応じ、政策効果が予定どおり発現しないリスクはあり。)
- 政策の効果は、24年度、25年度にも及び、需給構造の改革が社会に定着していくことになる。

| 対策名 | 23年度予算額 | 平成24年夏 | 平成25年夏 | 平成26年夏 | 産業部門 | 業務部門 | 家庭部門 |
|-----------------------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|------|------|------|
| 見える化の徹底と市場メカニズムの活用 | | | | | | | |
| ◎契約電力の引下げ、料金メニュー見直し | — | 280万kW | 280万kW | 280万kW | ○ | ○ | ○ |
| ◎需給調整契約の拡大(夏期等のピーク抑制) | — | 250万kW | 250万kW | 250万kW | ○ | ○ | ○ |
| ◎需給調整契約の拡大(需給ひっ迫時のピーク抑制) | — | 180万kW | 180万kW | 180万kW | ○ | ○ | ○ |
| 合計 | — | 710万kW | 710万kW | 710万kW | | | |
| 需要家による省エネ投資の促進(需要構造の改革) | | | | | | | |
| ●省エネ機器の導入(LED照明、高効率家電) | — | 168万kW | 327万kW | 481万kW | ○ | ○ | ○ |
| ○省エネ設備の導入(高性能モーター等) | 151億円 | 49万kW | 49万kW | 49万kW | ○ | ○ | ○ |
| ○住宅・ビルの省エネ投資(二重窓断熱改修等) | 1824億円 | 17万kW* | 23万kW | 23万kW | | ○ | ○ |
| ○HEMS/BEMSの導入(ITを利用した空調等の制御) | 300億円 | 26万kW* | 87万kW | 87万kW | | ○ | ○ |
| ○蓄電池の導入(リチウムイオン蓄電池) | 210億円 | 3万kW* | 6万kW | 6万kW | ○ | ○ | ○ |
| ○節電診断を活用した各主体による節電の取組 | 8億円 | 7万kW | 7万kW | 7万kW | ○ | ○ | |
| 合計 | 2493億円 | 270万kW | 500万kW | 653万kW | | | |
| 多様な主体が参加した供給力増強支援(供給構造の改革) | | | | | | | |
| ◎電力会社による供給力増強(火力、揚水等) | — | 409万kW | 409万kW | 409万kW | — | — | — |
| ●再生可能エネルギーの導入(太陽光、風力発電) | — | 108万kW | 145万kW | 223万kW | ○ | ○ | ○ |
| ○再生可能エネルギーの導入(予算措置による導入) | 1183億円 | 7万kW | 10万kW | 12万kW | ○ | ○ | |
| ○住宅用太陽光発電の導入(予算措置による導入) | 1543億円 | 75万kW* | 117万kW | 117万kW | | | ○ |
| ○自家発・コージェネレーションシステムの導入 | 438億円 | 42万kW* | 46万kW | 46万kW | ○ | ○ | |
| ○家庭用燃料電池システムの導入(エネファーム) | 137億円 | 1万kW* | 1万kW | 1万kW | | | ○ |
| 合計 | 3301億円 | 642万kW | 727万kW | 808万kW | | | |
| 対策合計 | 5794億円 | 1622万kW | 1936万kW | 2171万kW | | | |

直接的なピーク時電力対策は、
2353億円
(表の*予算の一部)

※1 予算額については23年度当初予算、2次に行われる補正予算項目の合計。額の中には全てが電力需給対策に利用されないものもある。
 ※2 対策の効果については複数の対策によって達成されるものがあるが、それぞれの対策ごとに推計したものを合計した。
 ※3 25年度、26年度の対策の効果については平成24年度からの累計の効果を示している。
 ※4 25年度、26年度に生じる追加的な効果が推計できない場合は24年度の数字と同じ数字とした。
 ※5 〇の項目については電力会社の取組による効果と見なされる効果を示している。なお、25年度以降は更に上乗せの可能性がある。

○国として来夏の電力需給問題の解決に責任をもって実行するため、「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」を策定。
 ○26項目の規制・制度改革を重点実施。
 ○年末に進捗状況の確認を行うとともに、原則として年度末に結論を得て、速やかに措置。

電力システム改革(9項目)

～来夏を目指した
多様な主体の参画の促進～

- (1)分散型電源の活用拡大
～自家発や再エネ等の分散型電源の参入促進とこれを支える送配電事業の中立性・公平性強化
- ・自家発の故障時等に備えた「自家発補給契約」の負担の実質的引き下げ
- ・発電と需要の「同時同量ルール」に基づくインバランス料金の引き下げ
- ・自家発余剰電力の有効活用のための電力会社の系統(送電網)の活用
- ・送電における広域的運用の実施
- ・再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備
- (2)スマートメーターの導入促進と柔軟な電気料金メニューの設定
- ・柔軟な料金メニューの設定による需要家に対するピークカット・省エネ誘因強化
- ・5年間の集中導入プランに対応したスマートメーターの導入加速化のための制度的枠組み
- ・スマートメーターのインターフェースの標準化
- (3)卸市場の活性化によるコスト低減
- ・卸・IPPの発電余力の活用

再生可能エネルギー導入(9項目)

～供給構造の改革～

- (1)太陽光発電
- ・電気事業法上の保安規制の見直し
- ・工場立地法上の取扱いの見直し
- (2)風力発電
- ・自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直しの検討
- ・洋上風力発電に関する制度環境の整備
- (3)地熱発電
- ・自然公園法に基づく立地規制の許可要件の明確化等
- ・温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定
- (4)小水力発電・バイオマス
- (5)共通項目
- ・農山漁村の再エネ促進の新法による、農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化
- ・国有林野における許可要件・基準の見直し
- ・地球温暖化対策地方公共団体における再生可能エネルギー等導入の位置づけ明確化

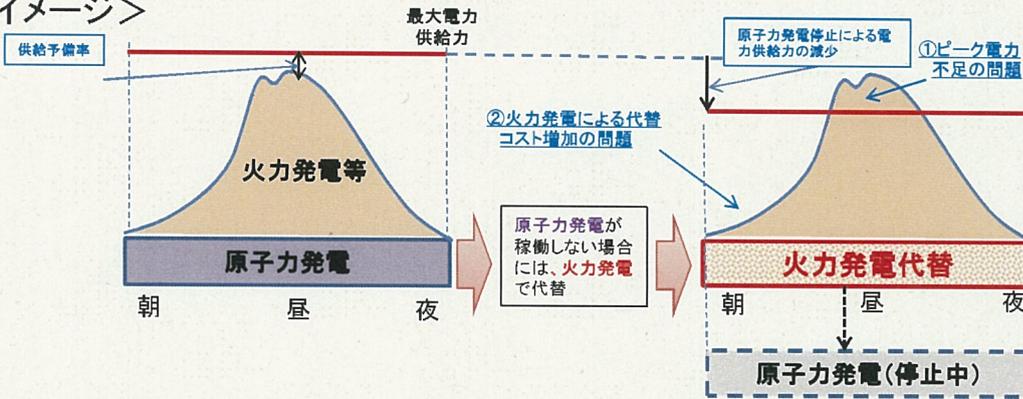
省エネルギー推進(8項目)

～需要構造の改革～

- (1)需要側における電力ピーク対策の導入
- ・省エネ法における電力ピーク対策の積極評価
- ・需要側の電力ピーク対策における供給事業者側の協力
- (2)蓄電池の利用拡大
- ・消防法に基づくリチウムイオン電池の取扱い規制の見直し
- ・リチウムイオン電池の非常用電源としての使用解禁
- (3)民生部門を中心とした省エネ規制の徹底・強化
- ・住宅・建築物の省エネ基準の見直し
- ・住宅・建築物のラベリング制度の充実
- ・省エネ法等による住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化
- (4)熱エネルギーの有効利用の促進
- ・熱エネルギーの活用のための制度整備

3. 電力コストの上昇抑制に向けた対応について

<イメージ>



火力発電による代替の結果として、原子力発電所が2009年度並みに稼働した場合の発電電力量(約2,800億kWh)を全てLNG火力と石油火力でカバーした場合の追加的な燃料コストを試算

- 約3兆円超(約15兆円の日本の電気代の約2割)の燃料費上昇のリスク
- 燃料代替によるコスト増以外でも、需要家による自家発電導入、緊急設置電源設置など、社会全体でのコスト上昇要因

<2つの対策>

- (1) 総需要抑制
- (2) 電力会社の経営効率化

省エネ等による総需要抑制

- ①エネルギー管理システム(HEMS/BEMS)の導入
- ②節電・省エネ設備の導入促進(高効率ボイラー、高効率空調、建物の断熱化、二重窓ガラス など)
- ③LEDをはじめとする省エネ製品・部品の製造能力拡大のための投資の促進
- ④産業、業務、家庭の各主体による節電の取組の促進



○見える化の取組みなど、ピークカットを主目的とする取組も、合理的な節電行動につながり、総需要の抑制にも効果をもたらす可能性が大きい。

電力会社の経営効率化

<電力会社の対応>

- 調達コストの低減
- 経営効率化
・「東京電力の経営・財務に関する調査委員会」報告書の指摘の趣旨を踏まえた対応

<政府の対応>

- 電気料金の制度・運用に関する見直しを速やかに実施
「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」を立上げ、年明け以降可能な限り早期に結論
- 個別電力会社の料金の妥当性については、電力会社の経営効率化を大前提としてチェック

趣旨：各電力会社は電力ピーク時の電力不足とコスト上昇を最小化するために、政府の要請もあり、需給及びコスト面での具体的な対策を盛り込んだ「需給対策アクションプラン」を作成。

・電力会社の需給対策アクションプランを受けた政府としての考え方、今後の対応についても整理

需要対策

需給調整契約の増加による対応

- ・特別高圧、高圧の需給調整契約の拡充。
- ・計画調整契約で約250万kWの契約増加。
- ・随時調整契約で約180万kWの需給ギャップ緩和効果を期待。

柔軟な料金メニューの創設・拡充

- ・スマートメーターを活用した柔軟な料金メニューの拡充や契約電力の引下げ。
- ・需要家による合理的な節電行動を促す料金プログラムの導入と効果の拡大。

スマートメーターの導入促進

- ・特別高圧や高圧など需給対策の効果が大きい需要家から順次導入。5年以内で原則完了。
- ・低圧用メーターについては、実証事業の結果やインターフェースの標準化を踏まえつつ導入。
- ・5年後総需要の6割～8割の導入見込み。

政府の対応

- ・今後5年間で総需要の8割をカバーするとの目標達成に向け、スマートメーターの導入加速化を制度的に担保するような仕組みを整備
- ・スマートメーターとHEMSのインターフェースを標準化。

供給対策

追加供給対策

- ・長期停止火力の再稼働、自家発電の活用、緊急設置電源の設置等で来夏に約409万kWの供給等を見込む。
- ・今後とも更なる供給力の追加が必要。

自家発電補給契約の見直し

- ・自家発電設置時に必要なバックアップ契約（自家発電補給契約）について、自家発電設置者が、電力供給契約と切り離して、新規参入者（PPS）と契約を締結することを可能とするなど、負担を実質的に引き下げる方向での取扱いを行う。

自家発電余剰電力の有効活用

- ・需要家が自家発電で発電した電気を電力会社の系統を活用して別の需要地にある自社又は関係会社等で有効活用することなどとする措置として、節電の取組の選択肢を拡大する。

政府の対応

- ・今回の震災により原形に復旧することが不可能となった発電設備の電気供給量を補うために、東京電力・東北電力が行う発電設備の設置の事業については、災害復旧事業として環境影響評価の適用除外とする措置について引き続き実施する。
- ・電気事業法上の定期事業者検査の実施時期を延長する弾力的運用を引き続き実施する。

コストアップ抑制策

調達コストの低減

- ・燃料、工事、修繕等の調達コストの低減に向けた取組。
- ・夜間・休日等における卸電力取引所経路での電源調達。

経営効率化

- ・「東京電力の経営・財務に関する調査委員会」報告の指摘の趣旨を踏まえつつ、全ての電力会社における更なる経営効率化を推進。
- ・火力新規電源に係る人札の実施や仕様の統一化、電力会社による上流権益プロジェクトへの参画など燃料調達コスト削減に向けた取組み。

政府の対応

- ・「東京電力の経営・財務に関する調査委員会」報告を踏まえ、電気料金の制度・運用に関する見直しを速やかに実施。「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」を立ち上げ、年明け以降可能な限り早期に結論
- ・個別電力会社の料金については、電力会社の経営効率化が大前提であるという観点から、妥当性をチェック

4. まとめ

1. 今冬のピーク電力不足への対応

- 計画停電や電気の使用制限は行わない。
- 関西電力と九州電力の管内の需要家には、数値目標入りの節電要請（関西：▲10%以上、九州：▲5%以上）。なお、産業用には一定の配慮。

2. 来夏のピーク電力約1割不足への対応

- 計画停電や電気の使用制限を回避することを目指す。
- 23年度当初及び補正予算（直接的なピーク時電力対策は2353億円、間接的な対策まで含めると合計5794億円）、規制・制度改革重点26項目をはじめ、あらゆる政策を総動員し、ピーク電力不足を最小化。
- なお、北海道、関西、四国、九州をはじめ、厳しい需給見通しとなる地域があり、数値目標を含むきめ細かな節電要請を検討（具体的な対応は、来春を目途に数値をレビューの上、決定・公表）。

3. 約2割のコスト上昇リスクへの対応

- 総需要抑制策と電力会社の経営効率化により、電力コストの上昇を極力回避。

4. 原子力安全対策の徹底

- 以上のように、需給安定対策に万全を期するが、ピーク電力については、需給ギャップが拡大するリスク（気温の変動、電力会社の供給力脱落等）が存在。
コストについても、需要家による自家発電導入等の社会全体でのコスト増も発生する。
- 定期検査で停止中の原子力発電所の再起動については、事業者が行ったストレステストを原子力安全・保安院が評価し、さらにその妥当性を原子力安全委員会が確認した上で、地元の理解や国民の信頼が得られているかという点も含め、政治レベルで総合的な判断を行う。
その際、地元自治体に対しては、政府が前面に立って安全対策等について丁寧に説明し、理解を得るべく努力する。

[トップページ](#) > [インフォメーション](#) > [審議会情報](#) > [総合部会](#)

新しいエネルギー基本計画の策定に向けた意見募集について

1. 趣旨

東日本大震災及び原発事故を受けて、現行のエネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)を白紙から見直し、「革新的エネルギー・環境戦略」の策定を行うエネルギー・環境会議と連携しつつ、新しいエネルギー基本計画の策定に向けた検討を行うこととしております。

このため、経済産業省資源エネルギー庁においては、幅広く有識者の方々から新しい基本計画策定のためのご意見を聴く場として、総合資源エネルギー調査会に基本問題委員会(以下「委員会」という。)を設置し、本年10月3日に第1回会合を開催しました。

今後、来年夏を目処に新しいエネルギー基本計画を策定すべく、月1～2回程度委員会を開催し、議論を重ねていくこととしております。

今後の我が国の中長期的なエネルギー・ミックスを含むエネルギー基本計画は、国民生活や経済活動に幅広く関わりを持つものです。このため、その検討には、できる限り幅広い国民の皆様からのご意見を反映させていただきたいと考えており、この度、ご意見を募集することといたしました。

いただいたご意見は、委員会にも随時、報告を行い、議論の参考にさせていただきます。しかし、いただいたご意見の個々に回答はいたしかねますので、ご了承願います。

なお、現行のエネルギー基本計画及び委員会での配付資料等は、以下のホームページのアドレスでご覧いただけます。

現行の基本計画：<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/kihonkeikaku/100618honbun.pdf>

委員会の配布資料：http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/17.html

また、毎回の委員会は、公募の結果選定された(株)ドワンゴがインターネットライブ中継を行うこととなっておりますので、過去分を含め、委員会での議論の内容は、インターネット(<http://live.nicovideo.jp/>)でご覧いただけます。委員会の開催日程は、事前に経済産業省ホームページで公表いたします。

皆様からの忌憚のないご意見をお待ちしております。

2. 意見募集期間

随時

3. 意見提出要領

① 下記の様式を参考にして、日本語でご意見をお寄せください。

(様式)

1. 氏名:
2. 年齢(いずれかを選択): 10代以下・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代以上
3. 性別(いずれかを選択): 男・女
4. 所属(会社名・学校名等又は職業):
5. 連絡先
 - ・住所:
 - ・電話番号:

- ・FAXをお使いであれば、FAX番号:
 - ・電子メールをお使いであれば、そのアドレス:
6. 意見

- ② 電子メール等を利用して応募される場合も、本記入要領に則してご記入願います。
- ③ ご記入漏れや本要領に則して記述されていない場合には、ご意見を無効扱いとさせていただきます。
- ④ 個人情報の取扱いについて

氏名、連絡先(住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)については、いただいたご意見の趣旨が不明確な場合などに問い合わせをさせていただくため、ご記入いただくものです。できましたら、年齢、性別、所属のご記入もお願いいたします。

なお、ご記入いただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用しません。

4. 公開について

- ① いただいたご意見は、氏名、年齢、性別、所属、連絡先を除き公開することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ② なお、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがある記述がある場合には、該当箇所を伏せさせていただきます。

5. 意見提出先

下記のいずれかの方法で、ご意見を送付して下さい。

(1) インターネットの場合

電子メールアドレス: kihon-iken@meti.go.jp

資源エネルギー庁総合政策課 宛

(件名を「新しいエネルギー基本計画の策定に向けた意見」とし、テキスト形式で送付して下さい。)

(2) 郵送の場合

住所: 〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

資源エネルギー庁総合政策課

新しいエネルギー基本計画の策定に向けた意見募集担当 宛

(3) FAXの場合

FAX番号: 03-3580-8426

資源エネルギー庁総合政策課

新しいエネルギー基本計画の策定に向けた意見募集担当 宛

(件名を「新しいエネルギー基本計画の策定に向けた意見」として送信して下さい。)

(注1) インターネットの場合、文字化け防止のため、半角カタカナ、丸付文字、特殊文字等は使用しないで下さい。

(注2) 電話によるご意見は、お受けしておりませんので、ご了承願います。

問い合わせ先:

資源エネルギー庁総合政策課 担当:陶山

TEL:03-3501-5964

FAX:03-3580-8426

[利用規約](#) | [法的事項](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright (C) 2007 Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.